

公立大学法人滋賀県立大学名誉客員教授規程

平成18年4月1日
公立大学法人滋賀県立大学規程第48号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学客員教員規程第3条第2項の規定に基づき、公立大学法人滋賀県立大学（以下「本学」という。）の名誉客員教授に関し必要な事項を定めるものとする。

(推薦手続)

第2条 学部長は、名誉客員教授の候補者がある場合には、当該教授会の議を経て、名誉客員教授推薦書（別記様式1）により理事長に推薦することができる。

2 理事長は、前項の名誉客員教授推薦書を受理したときは、教育研究評議会に諮り、名誉客員教授の選考を行う。

3 理事長は、前2項の規定にかかわらず、適当と認める者を、名誉客員教授の候補者として教育研究評議会に諮ることができる。

(称号の授与)

第3条 理事長は、教育研究評議会において前条の候補者が適当と認められたときは、名誉客員教授の称号を授与する。

2 前項の授与は、別記様式2の辞令書を交付して行う。

(名誉客員教授の身分)

第4条 名誉客員教授と公立大学法人滋賀県立大学との間には、講演等のため本学に出講する以外には、恒常的な身分関係は生じないものとする。

2 名誉客員教授には、予算の範囲内で、別に定めるところにより報酬および旅費を支給するものとし、その他の経費は支給しない。

(称号の取消)

第5条 名誉客員教授の称号を授与された者がその榮譽を汚す行為があり称号を保持するに適當でないと認められたときは、教育研究評議会の議を経て、称号の授与を取り消すことができる。

(その他)

第6条 この規程の実施に関し、必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 この規程の施行日以前に、名誉客員教授の称号が授与されている者は、この規程により選考された名誉客員教授とみなす。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。